

# 那 霸 市 公 報

**第 1 5 0 5 号**  
 毎月 2 回 1, 1 5 日発行  
 発 行 所  
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号  
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### 訓 令

那 霸 市 地 域 福 祉 基 金 運 営 委 員 会 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 ( 福 祉 政 策 課 )  
 ..... 371

### 告 示

随 意 契 約 の 公 表 に つ い て ( ク リ ー ン 推 進 課 ) ..... 372

平 成 2 1 年 度 那 霸 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )  
 ( 国 保 長 寿 医 療 課 ) ..... 372

平 成 2 1 年 度 那 霸 市 老 人 保 健 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 ) ( 国 保 長 寿 医 療 課 )  
 ..... 373

平 成 2 0 年 度 下 半 期 那 霸 市 の 財 政 ( 平 成 2 1 年 3 月 3 1 日 現 在 ) ( 財 政 課 )  
 ..... 375

### 公 告

那 霸 広 域 都 市 計 画 公 園 事 業 の 施 行 に つ い て ( 花 と み ど り 課 ) ..... 390

那 霸 市 D V 被 害 者 等 生 活 支 援 給 付 金 給 付 事 業 実 施 要 綱  
 ( 平 和 交 流 ・ 男 女 参 画 室 ) ..... 391

高 速 デ ジ タ ル 印 刷 機 賃 貸 借 の 制 限 付 一 般 競 争 入 札 の 実 施 に つ い て ( 総 務 課 )  
 ..... 399

### 消 防 本 部 公 告

月 例 消 防 活 動 訓 練 の 実 施 に つ い て ( 消 防 本 部 警 防 課 ) ..... 402

## 上下水道局規程

那覇市上下水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程(上下水道局総務課)  
..... 403

## 上下水道局告示

公共下水道の供用開始について(上下水道局下水道課)..... 404

## 教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令(教育委員会総務課)  
..... 406

## 選挙管理委員会告示

直接請求に要する選挙権を有する者の数について..... 407

## 訓 令

### 那覇市訓令第6号

平成21年6月15日

那覇市地域福祉基金運営委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

#### 那覇市地域福祉基金運営委員会規程の一部を改正する訓令

那覇市地域福祉基金運営委員会規程(平成4年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に健康福祉部長、副委員長に健康福祉部副部長をもって充てる。</p> <p>健康福祉部長、健康福祉部副部長、健康推進課長、<u>こどもみらい課長</u>、障がい福祉課長、<u>ちゃーがんじゅう課長</u>、<u>保護課長</u>、企画調整課の健康福祉部担当職員(委任)</p> <p>第7条 この<u>規程</u>に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に健康福祉部長、副委員長に健康福祉部副部長をもって充てる。</p> <p>健康福祉部長、健康福祉部副部長、健康推進課長、<u>こども政策課長</u>、障がい福祉課長、<u>ちゃーがんじゅう課長</u>、企画調整課の健康福祉部担当職員(委任)</p> <p>第7条 この<u>訓令</u>に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

#### 付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

---



---

**告 示**


---



---

那覇市告示第64号

平成21年6月3日

掲 示 済

## 随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき随意契約を行ったので、那覇市契約規則第21条第2項の規定より次のとおり公表します。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 2 契約を締結した後

契約締結日	平成21年5月27日
契約相手方の氏名及び住所	那覇市字古島6番地1 社会福祉法人 伊集の木会 理事長 黒潮 武秀
契約金額	2,403,219円(消費税込み)
契約理由	上記条件を満たしているものが当該団体のみであること。また、当該業務を委託することにより、本市の知的障害者の就業機会の確保と社会参加を促進し、生きがいづくりを支援できるため。

那覇市告示第67号

平成21年6月15日

平成21年(2009年)5月那覇市議会臨時会で議決された平成21年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 平成21年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成21年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ829,999千円を追加し、歳入歳出それぞれ38,603,137千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 8,742,787	千円 663,999	千円 9,406,786
	1 国民健康保険税	8,742,787	663,999	13,891,043
2 国庫支出金		13,725,043	166,000	8,886,343
	1 国庫負担金	8,720,343	166,000	8,886,343
歳 入 合 計		37,773,138	829,999	38,603,137

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		千円 24,010,666	千円 0	千円 9,010,666
	1 療養諸費	20,724,943	0	20,724,943
11 繰上充用金		1	1,549,999	1,549,999
	1 繰上充用金	1	1,549,999	1,550,000
12 予備費		720,320	720,000	320
	1 予備費	720,320	720,320	320
歳 出 合 計		37,773,138	829,999	38,603,137

那覇市告示第68号

平成21年6月15日

平成21年(2009年)5月臨時会で議決された平成21年度那覇市老人保健特別会計の補正予算(第1号)は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成21年度那覇市老人保健特別会計補正予算(第1号)

平成21年度那覇市老人保健特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ104,445千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ429,170千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		720	12,075	12,795
	1 支払基金交付金	720	12,075	12,795
5 国庫支出金		0	92,370	92,370
	1 国庫負担金	0	92,370	92,370
歳 入 合 計		324,725	104,445	429,170

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸支出金		5	54,132	54,137
	1 償還金	4	8,740	8,744
	2 繰出金	1	45,392	45,393
3 繰上充用金		0	50,313	50,313
	1 繰上充用金	0	50,313	50,313
歳 出 合 計		324,725	104,445	429,170

那覇市告示第69号

平成21年6月15日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2第1項の規定により、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの期間における財政状況及び公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 平成20年度下半期那覇市の財政(平成21年3月31日現在)

## 1 一般会計・特別会計 歳入及び歳出の状況

(単位：千円、%)

区 分	予算現額	上半期	下半期	年 間	年 間	
		収入済額	収入済額	収入済額	収入率	
		支出済額	支出済額	支出済額	執行率	
(1) 一般会計	127,571,659	52,402,289	54,842,749	107,245,038	84.1%	
		50,961,497	57,278,436	108,239,933	84.8%	
(2) 特別会計	65,974,343	20,359,642	31,679,721	52,039,363	78.9%	
		26,498,422	30,210,742	56,709,164	86.0%	
内	土地区画整理事業	3,390,863	814,343	1,810,047	2,624,390	77.4%
			820,539	1,314,356	2,134,895	63.0%
内	国民健康保険事業	37,731,487	10,577,911	17,325,534	27,903,445	74.0%
			15,701,539	17,825,421	33,526,960	88.9%
内	老人保健	3,238,366	2,125,885	462,256	2,588,141	79.9%
			2,714,480	68,753	2,783,233	85.9%
内	市街地再開発事業	3,467,260	128,601	2,285,162	2,413,763	69.6%
			168,082	1,681,330	1,849,412	53.3%
内	介護保険事業	15,991,495	6,079,966	8,877,778	14,957,744	93.5%
			6,307,799	8,213,709	14,521,508	90.8%
内	後期高齢者医療	2,154,872	632,936	918,944	1,551,880	72.0%
			785,938	1,107,173	1,893,156	87.9%
合 計 (1) + (2)	193,546,002	72,761,931	86,522,470	159,284,401	82.3%	
			77,459,919	87,489,178	164,949,097	85.2%

## 2 一般会計歳入及び歳出の状況

## 歳 入

(単位：千円、%)

予算科目	予算現額	上半期 収入済額	下半期 収入済額	年間 収入済額	年間 収入率
市税	39,415,514	22,049,013	16,454,118	38,503,131	97.7%
地方譲与税	771,435	178,607	326,703	505,310	65.5%
地方交付税	11,193,387	7,615,649	3,676,218	11,291,867	100.9%
分担金及び負担金	2,145,653	1,047,061	1,067,253	2,114,314	98.5%
使用料及び手数料	2,620,525	1,160,021	1,383,401	2,543,422	97.1%
国庫支出金	33,747,633	7,959,972	14,266,210	22,226,182	65.9%
県支出金	6,120,642	1,263,508	3,957,367	5,220,875	85.3%
繰入金	4,245,400	2,356,782	1,803,460	4,160,242	98.0%
繰越金	1,919,772	1,919,772	0	1,919,772	100.0%
諸収入	6,184,350	4,490,093	1,599,264	6,089,357	98.5%
市債	14,890,530	0	8,382,530	8,382,530	56.3%
その他	4,316,818	2,361,811	1,926,225	4,288,036	99.3%
合 計	127,571,659	52,402,289	54,842,749	107,245,038	84.1%

## 歳 出

(単位：千円、%)

予算科目	予算現額	上半期 支出済額	下半期 支出済額	年間 支出済額	年間 執行率
議会費	719,577	347,519	348,856	696,375	96.8%
総務費	20,225,953	10,139,687	7,207,955	17,347,642	85.8%
民生費	43,219,207	17,203,925	24,012,545	41,216,470	95.4%
衛生費	8,030,688	3,990,325	3,232,202	7,222,527	89.9%
労働費	66,898	19,627	34,989	54,616	81.6%
農林水産業費	89,365	38,435	38,231	76,666	85.8%
商工費	5,935,876	373,123	308,667	681,790	11.5%
土木費	17,864,317	6,504,685	6,840,421	13,345,106	74.7%
消防費	2,593,995	1,179,631	1,259,000	2,438,631	94.0%
教育費	15,777,589	4,392,083	7,771,342	12,163,425	77.1%
災害復旧費	4	0	0	0	0.0%
公債費	12,992,242	6,716,714	6,224,228	12,940,942	99.6%
その他	55,948	55,743	0	55,743	99.6%
合 計	127,571,659	50,961,497	57,278,436	108,239,933	84.8%

## 3 市の財産

- ①土地（道路、公園など） 2,827,741 m<sup>2</sup>
- ②建物（学校、図書館など） 974,713 m<sup>2</sup>
- ③基金（特定の目的のための資金の積立など） 17,284,116 千円
- ④有価証券（株券） 3,610,972 千円

## 4 一時借入金の現在額

4,671,000 千円

## 5 市債残高

(単位：千円)

	普通会計	水道事業	下水道事業	合 計
財政融資資金	61,839,417	3,285,626	6,728,208	71,853,251
郵便貯金資金	1,770,655	0	0	1,770,655
簡易生命保険資金	24,799,224	0	4,572,891	29,372,115
地方公営企業等金融機構	6,769,885	1,955,571	7,563,656	16,289,112
国の予算貸付等	270,300	0	0	270,300
市中銀行	20,647,979	0	1,125,598	21,773,577
その他の金融機関	1,169,218	0	47,450	1,216,668
共済等	4,770,371	0	0	4,770,371
その他	216,326	0	0	216,326
合 計	122,253,375	5,241,197	20,037,803	147,532,375

※ その他は沖縄県貸付資金（市町村振興資金貸付基金及び交通方法変更記念特別事業貸付基金）である。

## 6 市民1人当たり行政経費及び市税負担額（一般会計）

平成21年3月31日現在人口 316,035 人（外国人登録人口を含む）

市民1人当たり行政経費 342,494 円

市民1人当たり市税負担額 121,832 円

(単位：円)

1人当たり行政経費	342,494
議会費	2,203
総務費	54,892
民生費	130,417
衛生費	22,854
労働費	173
農林水産業費	243
商工費	2,157
土木費	42,227
消防費	7,716
教育費	38,488
災害復旧費	0
公債費	40,948
その他	176

## 7 平成20年度予算総括表

(単位：千円、%)

会 計 別	平成20年度 当初予算	平成19年度 当初予算	増減額	平成20 年度対 前年度 増減率	平成19 年度対 前年度 増減率	
一般会計	114,311,000	103,415,000	10,896,000	10.5%	7.6%	
特別会計	61,596,809	81,241,659	△19,644,850	△24.2%	5.2%	
内 訳	土地区画整理事業	3,015,456	3,009,211	6,245	0.2%	△28.0%
	国民健康保険事業	35,690,311	38,231,710	△2,541,399	△6.6%	14.2%
	老人保健	2,271,430	24,478,624	△22,207,194	△90.7%	0.0%
	市街地再開発事業	3,201,824	994,654	2,207,170	221.9%	141.2%
	介護保険事業	14,993,479	14,527,460	466,019	3.2%	△1.2%
	後期高齢者医療	2,424,309	0	2,424,309	皆増	—
合 計	175,907,809	184,656,659	△8,748,850	△4.7%	6.5%	

那覇市上下水道局業務の状況の公表(水道事業)

1 事業の概要

主要統計

平成21年3月31日現在

項 目	単 位	実 績
給水人口	人	313,529
給水戸数	戸	147,511
給水栓数	栓	100,190
総配水量	m <sup>3</sup>	38,721,548
一日平均配水量	m <sup>3</sup>	106,086
一日最大配水量	m <sup>3</sup>	114,340
有収水量	m <sup>3</sup>	37,517,239
有収率	%	96.89

水道料金調定・収納状況

平成21年3月31日現在

(税込)

予算額 (円)	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率 (%)	未納額 (円)
8,029,991,000	7,958,430,133	6,638,388,964	83.41	1,320,041,169

2 計理の状況

予算の執行状況

(1)収益的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分		予 算 額	調 定 額		執 行 率		調 定 額		執 行 率		備 考
			上 期	下 期	上 期	下 期	累 計	累 計			
第1款	水道事業収益	8,567,998,000	4,017,864,317		46.89%	4,466,295,842	52.13%	8,484,160,159	99.02%		
	第1項 営業収益	8,416,136,000	3,922,081,740		46.60%	4,403,359,746	52.32%	8,325,441,486	98.92%		
	第2項 営業外収益	102,472,000	55,623,351		54.28%	53,595,787	52.30%	109,219,138	106.58%		
	第3項 特別利益	49,390,000	40,159,226		81.31%	9,340,309	18.91%	49,499,535	100.22%		

支 出

(単位：円)

区 分		予 算 額	執 行 額		執 行 率		執 行 額		執 行 率		備 考
			上 期	下 期	上 期	下 期	累 計	累 計			
第1款	水道事業費用	7,871,025,000	3,143,123,630		39.93%	4,548,283,451	57.79%	7,691,407,081	97.72%		
	第1項 営業費用	7,475,422,000	3,004,874,755		40.20%	4,320,763,041	57.80%	7,325,637,796	98.00%		
	第2項 営業外費用	360,838,000	133,774,915		37.07%	219,561,961	60.85%	353,336,876	97.92%		
	第3項 特別損失	14,765,000	4,473,960		30.30%	7,958,449	53.90%	12,432,409	84.20%		
	第4項 予備費	20,000,000	0		0.00%	0	0.00%	0	0.00%		

## (2) 資本的收入及び支出

## 収入

(単位:円)

区分		予算額	調定額		執行率		調定額		執行率		備考
			上期	上期	下期	下期	累計	累計			
第1款	資本的收入	375,029,000	15,002,269	4.00%	361,515,228	96.40%	376,517,497	100.40%			
	第1項 補助金	340,000,000	0	0.00%	340,000,000	100.00%	340,000,000	100.00%			
	第2項 出資金	7,535,000	0	0.00%	9,023,000	119.75%	9,023,000	119.75%			
	第3項 固定資産売却代金	15,261,000	15,002,269	98.30%	259,628	1.70%	15,261,897	100.01%			
	第4項 その他資本収入	1,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%			
	第5項 他会計貸付金償還	12,232,000	0	0.00%	12,232,600	100.00%	12,232,600	100.00%			

## 支出

(単位:円)

区分		予算額	執行額		執行率		執行額		執行率		備考
			上期	上期	下期	下期	累計	累計			
第1款	資本的支出	2,494,768,000	524,332,435	21.02%	1,940,780,320	77.79%	2,466,112,755	98.81%			
	第1項 建設改良費	1,145,614,000	60,789,835	5.31%	1,060,174,542	92.54%	1,120,964,377	97.85%			
	第2項 企業債償還金	1,326,000,000	461,137,600	34.78%	864,857,350	65.22%	1,325,994,950	100.00%			
	第3項 投資	2,405,000	2,405,000	100.00%	0	0.00%	2,405,000	100.00%			
	第4項 その他資本的支	15,749,000	0	0.00%	15,748,428	100.00%	15,748,428	100.00%			
	第5項 予備費	5,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%			

## 平成20年度損益計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位:円)

	(上半期)	(下半期)	(年間計)		
1 営業収益					
(1) 給水収益	3,595,986,180	3,984,565,545	7,580,551,725		
(2) その他営業収益	<u>144,237,810</u>	<u>217,899,383</u>	<u>362,137,193</u>	<u>7,942,688,918</u>	
2 営業費用					
(1) 配水費	1,852,872,588	2,547,972,157	4,400,844,745		
(2) 給水費	119,539,836	419,566,682	539,106,518		
(3) 漏水防止費	20,856,783	31,259,866	52,116,649		
(4) 業務費	158,667,080	183,061,545	341,728,625		
(5) 総係費	231,183,253	480,675,117	711,858,370		
(6) 減価償却費	509,904,000	498,635,209	1,008,539,209		
(7) 資産減耗費	<u>19,054,000</u>	<u>15,653,351</u>	<u>34,707,351</u>	<u>7,088,901,467</u>	
営業利益					853,787,451
3 営業外収益					
(1) 受取利息	12,679,899	10,623,605	23,303,504		
(2) 補償金	6,967,650	2,981,000	9,948,650		
(3) 土地物件収益	30,205,287	29,976,756	60,182,043		
(4) 雑収益	<u>4,512,337</u>	<u>8,774,802</u>	<u>13,287,139</u>	<u>106,721,336</u>	
4 営業外費用					
(1) 支払利息	133,774,915	<u>120,634,961</u>	<u>254,409,876</u>	<u>254,409,876</u>	<u>△147,688,540</u>
経常利益					706,098,911
5 特別利益					
(1) 固定資産売却益	39,997,731	9,108,107	49,105,838		
(2) 過年度損益修正益	<u>153,809</u>	<u>221,148</u>	<u>374,957</u>	<u>49,480,795</u>	
6 特別損失					
(1) 固定資産売却損	3,321,697	0	3,321,697		
(2) 過年度損益修正損	<u>1,097,414</u>	<u>7,579,600</u>	<u>8,677,014</u>	<u>11,998,711</u>	<u>37,482,084</u>
当年度純利益					743,580,995
前年度繰越利益剰余金					0
当年度未処分利益剰余金					<u>743,580,995</u>

## 平成20年度貸借対照表

(平成21年3月31日)

(単位:円)

## 資 産 の 部

## 1 固 定 資 産

## (1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		1,074,742,013	
ロ 建 物	2,231,756,924		
減価償却累計額	<u>417,592,625</u>	1,814,164,299	
ハ 構 築 物	34,846,431,163		
減価償却累計額	<u>11,853,410,344</u>	22,993,020,819	
ニ 機 械 及 び 装 置	2,567,942,380		
減価償却累計額	<u>1,204,261,996</u>	1,363,680,384	
ホ 車 両 運 搬 具	28,919,272		
減価償却累計額	<u>23,177,840</u>	5,741,432	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	430,467,044		
減価償却累計額	<u>242,522,635</u>	187,944,409	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>65,213,049</u>	
有形固定資産合計			27,504,506,405

## (2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権		<u>913,300</u>	
無形固定資産合計			913,300

## (3) 投 資

イ 長 期 貸 付 金		97,860,800	
ロ その他投資		<u>118,351,252</u>	
投資合計			<u>216,212,052</u>

## 固 定 資 産 合 計

27,721,631,757

## 2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		4,015,664,273	
(2) 未 収 金		1,506,084,876	
(3) 貯 蔵 品		58,190,000	
(4) 前 払 金		<u>6,081,600</u>	
流動資産合計			<u>5,586,020,749</u>
資 産 合 計			<u>33,307,652,506</u>

## 負 債 の 部

## 3 固 定 負 債

## (1) 引 当 金

イ 退 職 給 与 引 当 金		29,615,509	
ロ 修 繕 引 当 金		<u>782,696,683</u>	812,312,192
(2) その他固定負債			<u>79,995,462</u>

## 固 定 負 債 合 計

892,307,654

## 4 流動負債

(1) 未払金	955,417,559	
(2) 前受金	40,000	
(3) 預り金	<u>112,855,066</u>	
流動負債合計		<u>1,068,312,625</u>
負債合計		1,960,620,279

## 資 本 の 部

## 5 資本金

(1) 自己資本金	8,323,432,920	
(2) 借入資本金		
イ 企業債	<u>5,241,196,734</u>	
借入資本金合計		<u>5,241,196,734</u>
資本金合計		13,564,629,654

## 6 剰余金

## (1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額	593,111,428	
ロ 国庫(県)補助金	14,404,511,098	
ハ 寄付金	70,000,000	
ニ 工事負担金	1,804,535,921	
ホ 補償金	<u>166,663,131</u>	
資本剰余金合計		17,038,821,578

## (2) 利益剰余金

イ 減債積立金	0	
ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>743,580,995</u>	
利益剰余金合計		<u>743,580,995</u>
剰余金合計		<u>17,782,402,573</u>
資本合計		<u>31,347,032,227</u>
負債資本合計		<u>33,307,652,506</u>

(注) 退職給与引当金引当計上額 22,668,165円  
(注) 修繕引当金計上額 82,731,170円  
(注) 国庫補助金返還金 15,748,428円

## 3 企業債及び一時借入金の残高

借入先	単位：円			
	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
財政融資資金	4,196,078,455	0	910,452,613	3,285,625,842
公営企業金融公庫	2,371,113,229	0	415,542,337	1,955,570,892
計	6,567,191,684	0	1,325,994,950	5,241,196,734

一時借入金 なし

## 那覇市上下水道局業務の状況の公表(下水道事業)

1 事業の概要  
主要統計

平成21年3月31日現在

項 目	単 位	実 績
使用戸数	戸	133,836
検針栓数	栓	83,922
総排水量	m <sup>3</sup>	34,521,879
有収水量	m <sup>3</sup>	34,521,836
有収率	%	99.99

## 下水道使用料調定・収納状況

平成21年3月31日現在  
(税込)

予算額 (円)	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率 (%)	未納額 (円)
3,445,219,000	3,422,169,050	2,780,360,761	81.25	641,808,289

## 2 計理の状況

## 予算の執行状況

## (1)収益的収入及び支出

## 収 入

(単位:円)

区 分		予 算 額	調 定 額		執 行 率		調 定 額		執 行 率		備 考
			上 期	下 期	上 期	下 期	累 計	累 計			
第1款	下水道事業収益	3,929,021,000	1,784,658,646	45.42%	2,109,783,609	53.70%	3,894,442,255	99.12%			
	第1項 営業収益	3,445,527,000	1,621,601,309	47.06%	1,801,036,041	52.27%	3,422,637,350	99.33%			
	第2項 営業外収益	482,793,000	162,368,973	33.63%	308,080,047	63.81%	470,449,020	97.44%			
	第3項 特別利益	701,000	688,364	98.20%	667,521	95.22%	1,355,885	193.42%			

## 支 出

(単位:円)

区 分		予 算 額	執 行 額		執 行 率		執 行 額		執 行 率		備 考
			上 期	下 期	上 期	下 期	累 計	累 計			
第1款	下水道事業費用	3,837,043,000	1,069,786,438	27.88%	2,722,831,325	70.96%	3,792,617,763	98.84%			
	第1項 営業費用	3,139,464,000	768,963,721	24.49%	2,335,644,556	74.40%	3,104,608,277	98.89%			
	第2項 営業外費用	635,688,000	297,775,438	46.84%	335,606,282	52.79%	633,381,720	99.64%			
	第3項 特別損失	59,902,000	3,047,279	5.09%	51,580,487	86.11%	54,627,766	91.20%			
	第4項 予備費	1,989,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%			

## (2)資本の収入及び支出

## 収入

(単位:円)

区 分		予 算 額	調 定 額		執 行 率		調 定 額		執 行 率		備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計			
第1款	資本の収入	2,296,311,000	253,114,512	11.02%	1,787,919,407	77.86%	2,041,033,919	88.88%			
	第1項 企業債	1,177,500,000	0	0.00%	1,038,500,000	87.97%	1,038,500,000	87.97%			
	第2項 補助金	885,990,000	0	0.00%	767,946,405	86.68%	767,946,405	86.68%			
	第3項 出資金	229,821,000	251,010,112	109.22%	△20,784,898	△9.04%	230,225,214	100.18%			
	第4項 その他資本収入	3,000,000	2,104,400	70.15%	2,257,900	75.26%	4,362,300	145.41%			

## 支出

(単位:円)

区 分		予 算 額	執 行 額		執 行 率		執 行 額		執 行 率		備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計			
第1款	資本の支出	3,094,487,511	1,015,395,311	32.81%	1,701,392,553	54.98%	2,716,787,863	87.79%			
	第1項 建設改良費	1,948,169,511	453,662,893	23.29%	1,124,104,847	57.70%	1,577,767,740	80.99%			
	第2項 企業債償還金	1,119,938,000	556,111,417	49.66%	563,825,106	50.34%	1,119,936,523	100.00%			
	第3項 他会計借入金償還金	12,233,000	0	0.00%	12,232,600	100.00%	12,232,600	100.00%			
	第4項 投資	9,147,000	5,621,000	61.45%	1,230,000	13.45%	6,851,000	74.90%			
	第5項 予備費	5,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%			

## 平成20年度損益計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：円)

	(上半期)	(下半期)	(年間計)	
1 営業収益				
(1) 給水収益	1,544,257,318	1,714,951,470	3,259,208,788	
(2) その他営業収益	<u>131,200</u>	<u>337,100</u>	<u>468,300</u>	<u>3,259,677,088</u>
2 営業費用				
(1) 管渠費	38,518,219	261,687,820	300,206,039	
(2) ポンプ場費	8,366,578	19,944,729	28,311,307	
(3) 排水設備費	39,884,752	43,041,012	82,925,764	
(4) 業務費	597,627,681	1,154,796,451	1,752,424,132	
(5) 総係費	56,682,595	164,251,421	220,934,016	
(6) 減価償却費	328,867,500	297,016,979	625,884,479	
(7) 資産減耗費	<u>11,796,000</u>	<u>△9,316,191</u>	<u>2,479,809</u>	<u>3,013,165,546</u>
営業利益				246,511,542
3 営業外収益				
(1) 他会計負担金	142,484,888	275,075,536	417,560,424	
(2) 受取利息	830,463	513,816	1,344,279	
(3) 補償金	0	12,285,000	12,285,000	
(4) 雑収益	<u>18,178,255</u>	<u>19,282,718</u>	<u>37,460,973</u>	468,650,676
4 営業外費用				
(1) 支払利息	297,775,438	289,964,982	587,740,420	
(2) 雑支出	<u>0</u>	<u>872,198</u>	<u>872,198</u>	<u>588,612,618</u>
経常利益				126,549,600
5 特別利益				
(1) 過年度損益修正益	<u>655,846</u>	<u>635,482</u>	<u>1,291,328</u>	1,291,328
6 特別損失				
(1) 過年度損益修正損	2,902,176	8,545,680	11,447,856	
(2) その他特別損失	<u>0</u>	<u>42,131,525</u>	<u>42,131,525</u>	<u>53,579,381</u>
当年度純利益				74,261,547
前年度繰越利益剰余金				<u>166,890,611</u>
当年度未処分利益剰余金				<u>241,152,158</u>

## 平成20年度貸借対照表

(平成21年3月31日)

(単位:円)

## 資 産 の 部

## 1 固 定 資 産

## (1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		310,943,638	
ロ 建 物	90,623,671		
減価償却累計額	<u>5,952,632</u>	84,671,039	
ハ 構 築 物	35,838,462,010		
減価償却累計額	<u>1,561,006,097</u>	34,277,455,913	
ニ 機 械 及 び 装 置	419,730,674		
減価償却累計額	<u>46,827,804</u>	372,902,870	
ホ 車 両 運 搬 具	2,978,794		
減価償却累計額	<u>1,056,132</u>	1,922,662	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	24,812,487		
減価償却累計額	<u>13,690,871</u>	11,121,616	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>546,603,461</u>	
有形固定資産合計			35,605,621,199
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 施 設 利 用 権		<u>4,909,869,721</u>	
無形固定資産合計			4,909,869,721
(3) 投 資			
イ 長 期 貸 付 金		8,503,744	
イ その他 投資		<u>4,147,000</u>	
投資合計			<u>12,650,744</u>
固定資産合計			40,528,141,664

## 2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		1,284,918,129	
(2) 未 収 金		761,275,473	
(3) 前 払 金		<u>119,433,006</u>	
流動資産合計			<u>2,165,626,608</u>
資 産 合 計			<u>42,693,768,272</u>

## 負 債 の 部

## 3 固 定 負 債

## (1) 引 当 金

イ 退職給与引当金

145,059,142

ウ 修繕引当金

205,357,195350,416,337

固 定 負 債 合 計

350,416,337

## 4 流 動 負 債

## (1) 未 払 金

770,849,787

## (2) 預 り 金

14,935,170

流 動 負 債 合 計

785,784,957

負 債 合 計

1,136,201,294

## 資 本 の 部

## 5 資 本 金

## (1) 自 己 資 本 金

5,855,968,573

## (2) 借 入 資 本 金

イ 企 業 債

13,704,647,215

ロ 他 会 計 借 入 金

97,860,800

借 入 資 本 金 合 計

13,802,508,015

資 本 金 合 計

19,658,476,588

## 6 剰 余 金

## (1) 資 本 剰 余 金

イ 受 贈 財 産 評 価 額

253,823,052

ロ 国 庫 ( 県 ) 補 助 金

21,404,115,180

資 本 剰 余 金 合 計

21,657,938,232

## (2) 利 益 剰 余 金

イ 減 債 積 立 金

0

ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金

241,152,158

利 益 剰 余 金 合 計

241,152,158

剰 余 金 合 計

21,899,090,390

資 本 合 計

41,557,566,978

負 債 資 本 合 計

42,693,768,272

(注) 退職給与引当金計上額 35,630,566円

(注) 修繕引当金計上額 92,954,058円

(注) 国庫補助金取崩額 4,043,238円

## 3 企業債、一時借入金及びその他借入金の残高

## 企業債

単位：円

借入先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
財政融資資金	7,033,054,298	0	304,846,652	6,728,207,646
公営企業金融公庫	7,405,124,887	567,800,000	409,268,836	7,563,656,051
簡易生命保険資金	4,754,303,756	0	181,412,594	4,572,891,162
琉球銀行	403,404,000	470,700,000	63,764,000	810,340,000
沖縄銀行	325,400,000	0	74,142,000	251,258,000
沖縄海邦銀行	96,000,000	0	32,000,000	64,000,000
沖縄県労働金庫	13,500,000	0	6,750,000	6,750,000
コザ信用金庫	14,900,000	0	7,450,000	7,450,000
J A おきなわ	61,900,000	0	28,650,000	33,250,000
計	20,107,586,941	1,038,500,000	1,108,284,082	20,037,802,859

一時借入金 なし

## その他借入金

単位：円

借入先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
地域振興整備公団	217,627,474	0	11,652,441	205,975,033
那覇市水道事業会計	110,093,400	0	12,232,600	97,860,800
計	327,720,874	0	23,885,041	303,835,833

---

---

**公 告**

---

---

**那覇市公告第38号**

平成21年6月1日

掲 示 済

**那覇広域都市計画公園事業の施行について**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項及び同法施行規則（昭和44年建設省令第53条）第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
那覇広域都市計画公園事業6・5・那1号奥武山公園
- 2 施行者の名称  
沖縄県
- 3 事務所の所在地  
那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地  
(1) 収用の部分 変更なし  
(2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間  
昭和47年9月28日から平成23年3月31日まで
- 6 縦覧の場所  
那覇市役所建設管理部花とみどり課  
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

那覇市公告第39号  
平成21年6月1日  
掲 示 済

那覇市DV被害者等生活支援給付金給付事業実施要綱を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市DV被害者等生活支援給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、定額給付金給付事業及び子育て応援特別手当支給事業（以下「定額給付金事業等」という。）の対象者でありながら、DV（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下同じ。）の被害から逃れるため、住民基本台帳に居住地の住所を記載できないために定額給付金事業等による給付金又は手当を受け取ることができない者等に対し、定額給付金事業等による給付金又は手当相当の那覇市DV被害者等生活支援給付金（以下「生活給付金」という。）を給付することにより、被害者への生活支援を行うとともに、地域の経済対策に資することを目的として実施するDV被害者等生活支援給付金給付事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者及び申請・受給者)

第2条 生活給付金の給付対象者（以下「給付対象者」という。）は、平成21年2月1日（以下「基準日」という。）において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 那覇市定額給付金給付事業実施要綱第2条に定める定額給付金の給付対象者であって、DVの被害により、住民基本台帳又は外国人登録原票に記録されている住所とは別の那覇市内の住所に居住している者及びその者に同伴する者
  - (2) 那覇市以外の市区町村が実施する定額給付金事業等の給付対象者であって、DVの被害により、住民基本台帳又は外国人登録原票に記録されている住所とは別の那覇市内の住所に居住している者及びその者に同伴する者
- 2 生活給付金を申請し、受給できる者（以下「申請・受給者」という。）は、居所及び生計を同じくする者のうち、その生計を主宰する者とする。

(給付額)

第3条 生活給付金の給付額は、次のとおりとする。

- (1) 給付対象者1人につき1万2千円
- (2) 昭和19年2月2日以前に出生した者及び平成2年2月2日以後に出生した者については、前号の額に1人につき8千円を加算する。
- (3) 申請・受給者と居所及び生計を同じくする者の中に、平成2年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの子（以下「特別手当支給基礎児童」とい

う。)が2人以上おり、かつ、特別手当支給基礎児童のうち第2子以降である平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの子については、前2号の額に1人につき3万6千円を加算する。

(申請及び給付の方式)

第4条 申請・受給者は、平成21年6月1日から平成21年10月19日までの間に、那覇市DV被害者等生活支援給付金申請書兼請求書(様式第1号以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付し、平和交流・男女参画室へ提出することにより受給の申請をしなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 給付対象者の氏名及び生年月日を証する公的な書類等
- (2) 口座番号を確認できる書類
- (3) 裁判所が発行する保護命令の決定書の写し、配偶者暴力相談支援センター等の公的機関が発行する証明書(様式第2号)又はその他市長が認める書類
- (4) 賃貸住宅の契約書、賃借料を支払った事実を証する書類、光熱水費の契約書、光熱水費を支払った事実を証する書類又は福祉施設の施設長による在所証明その他基準日において那覇市内の住所に居住していることを証する書類等

(代理による申請)

第5条 第2条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者(以下「代理人」という。)は、申請・受給者に代わり、前条の申請を行うことができる。

- (1) 申請・受給者と居所及び生計を同じくする者
  - (2) 民生委員、親類その他の平素から申請・受給者本人の支援をしている者等で市長が特に認める者
- 2 前項の規定により代理人が生活給付金の申請をするときは、当該代理人は申請書に委任状(申請書の委任欄への記載を含む。)を添付しなければならない。この場合において、市長は、当該代理人本人であることを確認するため、代理人に公的身分証明書の提出又は提示を求めるものとする。
- 3 市長は、第1項第2号の代理人にあっては、同号に該当する者であることを証明する書類の提出を求めることができる。

(給付の決定)

第6条 市長は、第4条に規定する申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、給付を決定し、当該申請・受給者(その代理人を含む)に那覇市DV被害者等生活支援給付金給付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により給付の決定をしたときは、申請・受給者に対し、生活給付金を給付するものとする。ただし、申請・受給者が受給の方法によっては受給困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

(生活給付金の給付等に関する周知等)

第7条 市は、生活給付金事業の実施に当たり、第2条第1項の給付対象者の把握に努めるものとし、給付対象者及び申請・受給者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法によりDVの被害者及びその支援者等への周知及び申請の勧奨に努めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 市長は、申請・受給者から平成21年10月19日までに第4条による申請が行われなかった場合、申請・受給者が生活給付金の受給を辞退したものとみなす。

2 市長は、申請書の不備等申請・受給者(その代理人も含む)の責に帰すべき事由により給付ができない場合において、不備等の補正を期限付きで指示したにもかかわらず、申請・受給者(その代理人も含む)が補正等を行わなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不正利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により生活給付金の給付を受けた者があるときは、第6条の規定による給付の決定を取り消し、生活給付金の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により、給付の決定を取り消したときは、那覇市DV被害者等生活支援給付金決定取消通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 生活給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、生活給付金給付事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

那覇市DV被害者等生活支援給付金 申請書兼請求書

那覇市長 様

受付印

○ 申請・受給者

平成21年 月 日

氏 名	住 所
(フリガナ)	〒 -
	電話 ( )

\*記名押印に代えて署名することができます

下記の事項に同意の上、那覇市DV被害者等生活支援給付金を申請します。

また、当該申請について給付が決定されたときは、他の市区町村が行う定額給付金及び子育て応援特別手当と同等の給付制度による給付金は受け取りません。

- ① 那覇市DV被害者等生活支援給付金の受給等に関して、受領資格の有無等について、公簿等で確認することに同意します。
- ② 那覇市DV被害者等生活支援給付金の受給等に関して、受領資格の有無について、那覇市が他の市区町村に照会することに同意します。
- ③ 上記①及び②の方法で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 当該申請書は、那覇市において給付を決定した後、給付金申請書として取り扱います。
- ⑤ 下記に掲載された口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振込が完了せず、かつ申請期限までに、那覇市が申請・受給者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、那覇市は当該申請が取り下げられたものとみなします。

○ 給付対象者

氏 名	続 柄	生 年 月 日	給 付 額	子 育 て 応 援 特 別 手 当
1	本人			
2				
3				
4				
5				
6				
小 計				
合 計 支 給 額				

○ 受取口座

金融機関名(ゆうちょ銀行を除く)	支 店 名	預金種目	口座番号(右づめで記入)	口座名義(フリガナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本店 支店 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行(郵便局)	店 番	預金種目	口座番号(右づめで記入)	口座名義(フリガナ)
店 名				

○ 現金給付

現金給付を希望される場合は、右の  に『レ』をつけてください。

【代理申請(受給)を行う場合】

代 理 人	氏 名	生 年 月 日	住 所
	(フリガナ)	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成	〒 - 電話 ( )
上記の者を代理人と認め、 定額給付金の申請(請求)・受給を委任します。			委任者氏名 <input type="checkbox"/>

副参事	主査	係員

第4条各号に定める書類の確認欄(こちらの欄には記入しないでください)

確認書類		確認書類	
第1号	運転免許証 健康保険証 その他( )	第3号	保護命令の決定書 配偶者暴力相談支援センターの相談に係る証明 その他( )
第2号	預貯金通帳 キャッシュカード その他( )	第4号	福祉施設施設の施設長による在所証明 賃貸住宅の契約書 その他( )

様式第2号(第5条関係)

証 明 願

長 様

住所

氏名

印

- 「那覇市DV被害者等生活給付金」の申請に添付するため、以下の証明をお願いします。  
提出先：那覇市総務部 平和交流・男女参画室 なは女性センター
- この証明は、他の目的には使用しません。
- 相談日が複数回ある時は直近のもの一回分を記入願います。

相 談 証 明 書

那 覇 市 長 様

氏 名	
相 談 日	

※申請者の状況にレ点を入れてください。

申 請 者 の 状 況			
	平成21年2月1日時点で那覇市内に暮らしているが、配偶者などからのDVから逃れるため、住民登録地とは違う居住地(市内)に暮らし、さらに公的機関の相談を受けている。	配偶者などからのDVから逃れるため市外から逃げてきた者で、平成21年2月1日時点には那覇市に住み、さらに公的機関の相談を受けている。	平成21年2月1日以前から配偶者等からのDVから逃れるため、住民登録地とは違う市内の居住地に暮らしているということがあきらかであるが、公的機関の相談を受けていなかった。

以上のとおり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る相談を受けたことを証明します。

平成21年 月 日

長 印

様式第3号(その1)(第6条関係)

お問合せ番号 号

住所

〒

氏名

様

平成 年 月 日

那 覇 市 長

翁 長 雄 志 印

## 生活支援給付金 交付決定通知書

申請のありました生活支援給付金について、次のとおり決定しましたので通知します。

受 取 人 氏 名	
金 額	円

《内 訳》

氏 名	生年月日	給付金額(円)

(1) 振込予定日  
平成 21 年 月 日

(2) 振込先

金 融 機 関 名		
種 目	口 座 番 号	口 座 名 義 人

◎お問い合わせ先

〒900-0004

沖縄県那覇市銘苅2-3-1(新都心銘苅庁舎1階)

那覇市役所 総務部平和交流・男女参画室

なは女性センター

TEL: 098(951)3203

様式第3号(その2)(第6条関係)

お問合せ番号 号

住所  
〒

氏名  
様

平成 年 月 日

那 覇 市 長  
翁 長 雄 志 印

### 生活支援給付金 交付決定通知書

申請のありました生活支援給付金について、次のとおり決定しましたので通知します。  
支給期間内に、支給場所にお越しください。

受 取 人 氏 名	
金 額	円

《内 訳》

氏 名	生年月日	給付金額(円)

- (1) 支給期間  
平成21年 月 日～平成21年 月 日
- (2) 支給場所  
那覇市役所 平和交流・男女参画室 なは女性センター(新都心銘苺庁舎1階)
- (3) 持参していただくもの
  - ①生活支援給付金交付決定通知書(本書)
  - ②印鑑
  - ③身分証明書

◎お問い合わせ先  
〒900-0004  
沖縄県那覇市銘苺2-3-1(新都心銘苺庁舎1階)  
那覇市役所 総務部平和交流・男女参画室  
なは女性センター  
TEL: 098(951)3203

様式第4号(第9条関係)

那覇市DV被害者等生活支援給付金給付決定取消通知書

申請・受給者 住所  
氏名 様

平成21年 月 日付で申請のあった那覇市DV被害者等生活支援給付金申請書(請求書)に対する給付の決定は、下記の理由により取り消します。

平成21年 月 日

那覇市長 翁長雄志 印

那覇市DV被害者等生活支援給付金給付決定の取消理由

## 那覇市公告第41号

平成21年6月10日

掲 示 済

## 高速デジタル印刷機賃貸借の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び那覇市契約規則第13条の規定に基づき、次のとおり公告します。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 1 入札に付する事項

- (1) 件 名 那覇市高速デジタル印刷機賃貸借
- (2) 履行場所 那覇市上之屋1丁目2番1号  
那覇市役所仮庁舎内印刷室
- (3) 契約内容 那覇市の指定する機能を備えた高速デジタル印刷機を受注者が那覇市役所仮庁舎印刷室に設置し、那覇市がこれを借り受ける。
- (4) 予定価格 34,200,000円（消費税抜き）
- (5) 最低制限価格 設定しない。
- (6) 入札の基本条件
  - ア 印刷機の名称  
高速デジタル印刷機
  - イ 印刷機の規格及び条件  
別紙仕様書のとおり
  - ウ 印刷機の賃貸借期間  
平成21年9月1日（火）から平成26年8月31日（日）
  - エ 賃貸借契約の注意点  
賃貸借契約金額は、高速デジタル印刷機及び周辺機器、ソフトウェアを含んだ金額とし、リース料率分の経費を含む
  - オ 支払い方法  
原則として、月払いとする。
  - カ 印刷室の概要  
那覇市役所仮庁舎 軽量鉄骨造（プレハブ）コンクリート床  
51.84㎡（7.2m×7.2m）

## 2 入札参加資格条件

- (1) 市内に本店、支店又は営業所を有するものであること。
- (2) 定款又は商業登記簿でリース業又は動産賃貸業を営んでいることを定めている者であること。

- (3) 事務用機器類の賃貸借に関して、直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (5) 本市内に本店又は支店(営業所含む)を置く場合、市税に滞納がない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく更正手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 経営状態が著しく不健全であると市長が認めるものに該当しない者であること。(公告日の3月前から落札決定日までの間に不渡り等を生じていないものであること。)
- (8) 納入する印刷機のメーカー又はメーカー系保守業者と保守業務及びプリント使用料について提携又は提携予定であること。
- (9) その他市長の定める所定の要件を満たしている者であること。

### 3 入札参加資格申請及び資格の確認

入札を希望する者は、次のとおり申請し、入札参加資格の確認を受けなければならない

- (1) 申請期間 平成21年6月10日(水)~平成21年6月17日(水)まで  
(土、日を除く)
- (2) 申請時間 午前9時~午後5時まで
- (3) 申請場所 那覇市総務部総務課総務文書グループ  
(那覇市泉崎1-1-1 098-862-9911)
- (4) 申請方法 次の書類各1部を申請期間内に持参又は郵送(郵便にあっては書留郵便に限る。)により提出する。なお、申請用紙は、総務部総務課で受け取るか、又は那覇市のホームページ(新着情報)からダウンロードしてください。
  - ア 入札参加資格審査申請書
  - イ 仕様確認書
  - ウ 提携予定保守業者報告書
  - エ 市税に滞納のないことの証明(完納証明書)
  - オ 申込書を提出する直近の貸借対照表及び損益計算書
  - カ 法人にあっては登記簿謄本、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身(元)分証明書原本
- (5) 資格確認結果の通知  
平成21年6月22日(月)までに郵便により通知する。

### 4 入札説明会

入札説明会は実施しない。

### 5 本件入札に関する質問及び回答

- (1) 質問期間 平成21年6月10日(水)~平成21年6月18日(木)  
17時まで
- (2) 質問提出先 総務部 総務課  
E-mail : s-sou001@neo.city.naha.okinawa.jp

## (3) 回答期限 平成21年6月19日(金)17時

本件入札に関する質問については、平成21年6月18日午後5時まで受付ける。なお、本件入札に関する質問にあつては、個別に対応する必要があると判断したものを除き、入札に参加しようとする全員にメールで通知又は那覇市のホームページで公開する。

## 6 入札

入札に参加する者は、第5号様式による入札書(以下「入札書」という。)を下記のとおり提出しなければならない。

(1) 入札書の提出方法 直接持参又は書留郵便により提出する。  
(書留郵便の場合、入札書の受領期限までに必着するよう送付すること。)

別添 封筒作成例参照

## (2) 入札書の受領期限 平成21年6月29日(月)17時

(3) 入札書の提出場所 〒900-8585  
那覇市泉崎1丁目1番1号  
那覇市総務部 総務課

## (4) 提出書類

- ア 入札書
- イ 委任状
- ウ 代表者印の印鑑証明
- エ 入札保証金又は入札保証保険証券等

## 7 入札書の不受理・無効

那覇市高速デジタル印刷機賃貸借制限付一般競争入札心得(以下「心得」という。)第11条及び第12条参照。

## 8 入札参加者がいない場合の取扱い

心得 第15条第2項参照。

## 9 入札保証金、契約保証金

## (1) 入札保証金

見積もった契約金額の100分の5以上。ただし、那覇市契約規則第12条第1項第1号又は同項第2号に該当したときは、その全部を免除する。入札保証金は開札日当日に小切手で納めるものとし、開札終了後返還する。ただし、落札者に対しては契約終了後に返還する。入札保証金には利子を付さない。なお、那覇市契約規則第12条第1項第1号又は同項第2号の適用を受けようとする者は、それに係る関連書類(入札保証保険契約に係る保険証券又は契約書写し等)を平成21年6月29日(月)17時まで提出すること。

見積もった契約金額とは、入札書に記載する金額に当該金額の100分の5に相当する金額(消費税及び地方消費税)を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)のこと。

## (2) 契約保証金

免除する。ただし、契約の相手方が正当な理由なく契約を履行しないときは、見積もった契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

## 10 開札

(1) 開札日時 平成21年7月1日(水)10時

(2) 開札場所 市役所本庁4階入札室

## 11 その他必要な事項

(1) 提出された書類は返却しない。

(2) 台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札は延期となる。延期後の日時は、メール及び那覇市ホームページで掲載する。

12 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨  
日本語及び日本国通貨

## 13 問合せ先

この公告、那覇市役所ホームページ・入札・開札・契約に関すること

那覇市役所 総務部 総務課 担当者：安谷屋、新里

電話番号 098-862-9911

FAX番号 098-862-0602

## 14 要領・様式等の確認方法

那覇市ホームページ 那覇市高速デジタル印刷機賃貸借制限付一般  
競争入札 要領・様式等

---

---

**消防本部公告**

---

---

那覇市消防本部公告第1号

平成21年6月1日

掲 示 済

## 月例消防活動訓練の実施について

消防車が消防訓練においてサイレンを吹鳴しますので、消防法第26条第3項の規程により次のとおり公告します。

那覇市消防本部消防長 宮 平 智

訓練実施場所	吹鳴日時	出動車両
那覇市銘苅2丁目2番1号 徳洲会新都心クリニック及び周辺	平成21年6月25日 午前6時00分	12台

(消防本部警防課 救助係)

## 上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第13号  
平成21年5月22日  
公 布 済

那覇市上下水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局企業職員給与規程(平成元年那覇市水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の給与) 第2条 [略] 2 技工長及び技工の給与については、那覇市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和58年那覇市条例第12号)の規定の適用を受ける職員の例による。	(職員の給与) 第2条 [略] 2 主任技工及び技工の給与については、那覇市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和58年那覇市条例第12号)の規定の適用を受ける職員の例による。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の那覇市上下水道局企業職員給与規程は、平成21年4月1日から適用する。

---

---

## 上下水道局告示

---

---

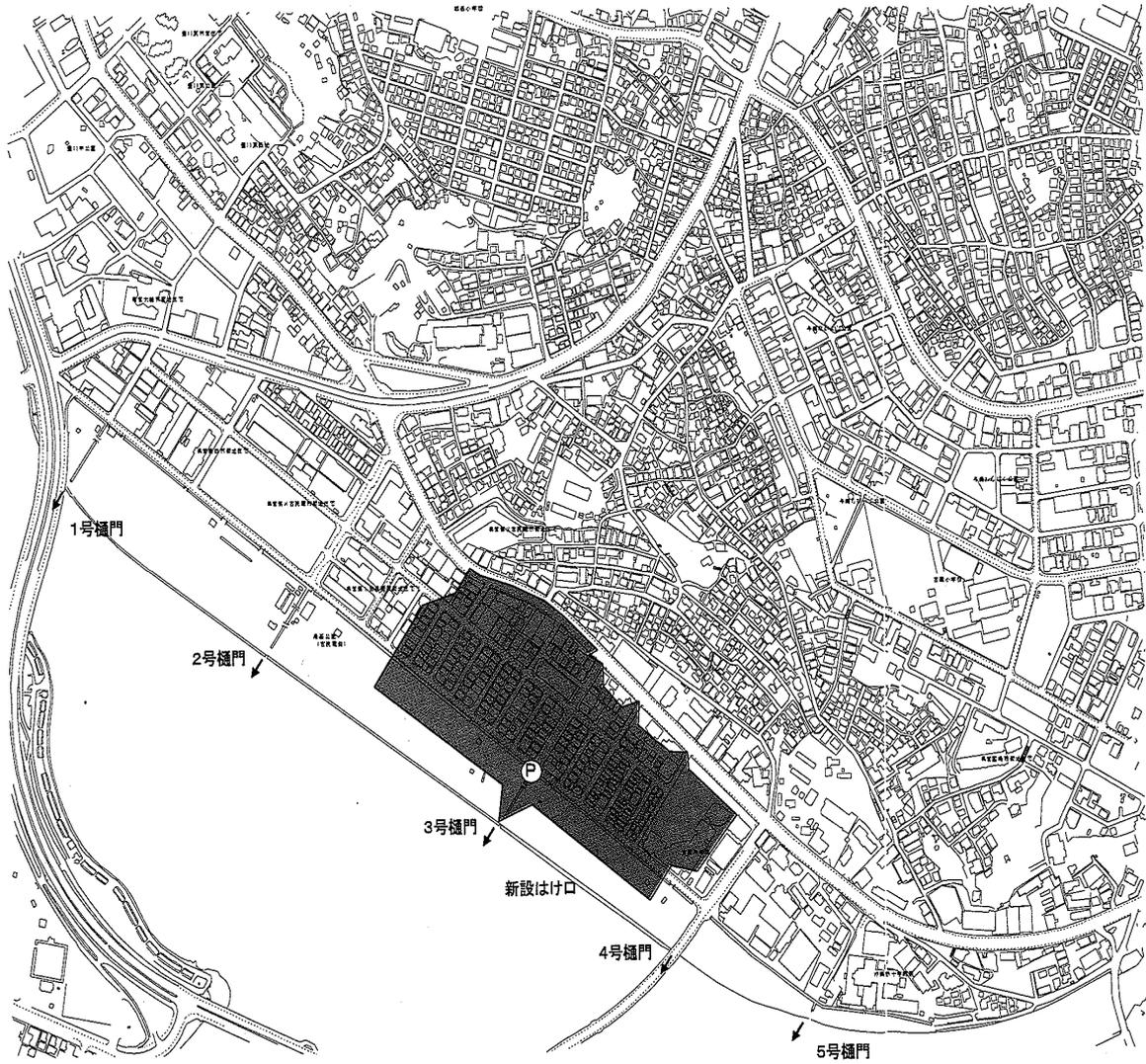
那覇市上下水道局告示第6号  
平成21年6月1日  
掲 示 済

### 公共下水道の供用開始について

下水道法第9条第1項及び同条第2項の規定により公共下水道63次(雨水)の供用及び処理開始を次のとおり公示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 松 本 親

- 1 使用及び処理開始年月日 平成21年6月1日
- 2 使用及び処理開始区域  
【雨水】  
古波蔵3丁目の一部、古波蔵4丁目の一部  
(古波蔵雨水ポンプ場・同ポンプ場の処理範囲 3.07ha)
- 3 供用及び処理開始する排水施設の位置  
別紙図示のとおり
- 4 供用及び処理開始する排水施設の分流式又は合流式の別  
分流式
- 5 図面を縦覧に供する場所及び期間  
那覇市上下水道局 下水道課  
平成21年6月1日から2週間



第63次公共下水道(雨水)供用開始区域  
古波蔵3丁目の一部、古波蔵4丁目の一部  
(古波蔵雨水ポンプ場・同ポンプ場の処理範囲 3.07ha)

## 教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第7号

平成 2 1 年 5 月 2 7 日

施 行 済

那覇市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会  
教育長 桃 原 致 上

那覇市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会文書取扱規程(平成 21 年那覇市教育委員会教育長訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(史料文書)</p> <p>第 43 条 保存年限を満了した文書のうち、史料文書として<u>歴史博物館長(事務分掌規則第 2 条第 2 項の規定により置く館長をいう。)</u>が指定する文書については、<u>歴史博物館(事務分掌規則第 7 条第 4 項に規定する歴史博物館をいう。)</u>に移管するものとする。</p>	<p>(史料文書)</p> <p>第 43 条 保存年限を満了した文書のうち、史料文書として<u>博物館長(事務分掌規則第 2 条第 2 項の規定により置く館長をいう。)</u>が指定する文書については、<u>博物館(事務分掌規則第 7 条第 4 項に規定する博物館をいう。)</u>に移管するものとする。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この訓令は、平成 2 1 年 6 月 1 日から施行し、平成 2 1 年 4 月 1 日から適用する。

---

---

**選挙管理委員会告示**

---

---

那覇市選挙管理委員会告示第4号

平成21年6月2日

掲 示 済

## 直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項及び第4条の2第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第4条の2第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

- |   |                     |         |
|---|---------------------|---------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 4,897人  |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の3分の1の数  | 81,611人 |
| 3 | 選挙権を有する者の総数の6分の1の数  | 40,806人 |